

愛媛大学女性未来育成センターリケジョ・インターンシップ実施要項

(平成27年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学女性未来育成センター（以下「本センター」という。）が、女性の能力の積極的な活用を図っている地元企業等（以下「リケジョ応援企業」という。）と協力連携して実施する理系女子学生の就業体験（以下「リケジョ・インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リケジョ・インターンシップは、理系女子学生に自らの専攻に関連する企業だけでなく、様々な業界において女性の能力の積極的な活用を図っている地元企業等で一定期間の就業体験を行わせることにより、高い職業意識の育成、多様な働き方のスタイルへの理解の促進、主体的な職業選択の機会の提供を図り、もって次代を担う女性の職業人としての成長を支援することを目的とする。

(実施機関)

第3条 リケジョ・インターンシップの実施機関は、リケジョ応援企業のうち受け入れ可能な機関（以下「実施機関」という。）とする。

(対象者)

第4条 リケジョ・インターンシップの対象者は、愛媛大学（以下「本学」という。）に在籍する学生とする。主たる対象者は理系女子学生とするが、実施機関側の判断により男子学生及び文系学生も対象とすることができる。

(実施プログラム・受入人数・実施期間)

第5条 実施機関は、各年度において所定の実施内容申請書に実施プログラム、受入人数、実施期間等の必要事項を記入し、本センターに提出する。

- 2 受入可能な学生の数は、実施機関が定める。
- 3 実施期間は、授業に支障がない範囲内で実施機関の定める期間とする。
- 4 就業日、執務等に関しては実施機関の諸規則によるものとする。

(募集・申込)

第6条 本センターは、前条の実施プログラムに基づき、リケジョ・インターンシップ募集案内を定め、学生を募集するものとする。

- 2 リケジョ・インターンシップを希望する学生は、所定の参加申込書に必要事項を記入し、本センターに提出しなければならない。

(受入れの決定)

第7条 本センターは、前条の申込みがあった場合、応募学生のリケジョ・インターンシップ参加についての理解と能力が十分であることを確認し、実施機関と協議の上、受入れを決定する。

2 受入れの決定については、学生本人及び学生の所属する学部長又は研究科長に通知するとともに、愛媛大学インターンシップ委員会に報告する。

(協定書)

第8条 実施機関が希望する場合には、本センターとの間で協定書を締結する。

(誓約書)

第9条 リケジョ・インターンシップ参加学生（以下「実習生」という。）は、受入先の実施機関（以下「受入機関」という。）決定後、所定の誓約書につき本センターを通じて、受入機関に提出しなければならない。

(経費)

第10条 リケジョ・インターンシップに要する経費（交通費、食事代、滞在費等）は、実習生が負担する。

(保険)

第11条 実習生は、リケジョ・インターンシップ実施中の事故に備え、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

2 実習生が受入機関又は第三者に損害を与えた場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。

(遵守事項)

第12条 実習生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受入機関が定める諸規則等を遵守し、リケジョ・インターンシップに関わる職員の指示に従うこと。
- (2) リケジョ・インターンシップ中に知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。リケジョ・インターンシップ終了後も同様とする。

(報告)

第13条 実習生は、リケジョ・インターンシップ終了後、速やかに所定の報告書を本センターに提出しなければならない。

(事務)

第14条 リケジョ・インターンシップに関する事務は、本センターにおいて処理する。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、リケジョ・インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月13日から実施する。